

監督処分報告書

処分庁 鳥取県

処分等の種類	免許取消	
事実発生年月日	令和2年8月1日	
事実探知の動機	新聞掲載記事による	
聴聞年月日	—	
処分等年月日	令和2年8月28日	
適用条項又は該当条項	宅地建物取引業法第5条第1項第5号	
処分等の根拠条項	宅地建物取引業法第66条第1項第3号	
被処分者	商号又は名称	株式会社高力
	代表取締役又は氏名	高力 重儀
	免許番号、免許年月日	鳥取県知事(6)第1049号、平成30年10月23日
	主たる事務所の所在地	鳥取県米子市車尾四丁目3番31号
処分等の理由		
法人の代表者が宅地建物取引業法第5条第1項第3号に定める欠格事項に該当することが判明した。 このことは、宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当する。		
原因者	<input checked="" type="checkbox"/> 業者又は法人である業者の代表者	(宅建士資格 <input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無)
	<input type="checkbox"/> 代表者以外の役員又は政令使用人	(宅建士資格 有 / 無)
	<input type="checkbox"/> 一般セールスマン	(宅建士資格 有 / 無)